



## 巻頭言：共同親権の改正民法施行まであと1年！

### ◆ はじめに - 法改正後の親子ネットの活動

親子ネットでは、改正民法が成立後、当事者の皆さまと共に、この法律をどのように活用して、子どもとの絆を取り戻すかについて定例会などで議論を深めてきました。親子ネットの定例会や講演会などに参加した当事者が、他の当事者に親子ネットを紹介していただけるような学びの場となっております。特に、2/22の講演会では、「法改正を踏まえ、今すべきことに理解が深まった」「視野が広がった」と好評でした。また、会員向けのグループウェアでも、親子ネット定例会での議論内容や弁護士への相談方法などを公開しております。本号では、2/22親子ネット講演会の内容をご紹介しますので、ぜひご覧ください。

### ◆ 改正民法の施行に向けた動き

#### ○ 関係府省庁等連絡会議 議事録の公開

令和6年7月以降、『父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議』が開催され、第2回の議事録や動画が公開されています。今後、Q&A形式での解説資料が提供され、国民や地方自治体、学校及び病院等に正確な情報を周知する取り組みが進む予定です。また、法務省が作成した動画も公開されていますので、ぜひ、ご注目ください。  
[https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900355\\_00001.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900355_00001.html)

#### ○ 養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会

令和6年11月以降、『養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会』が開催され、その第2回の議事が公開され、第3回の検討会資料が公開されています。それぞれの立場の当事者の声や統計情報等も参考にしながら、議論が進んでいます。  
[https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001\\_00268.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00268.html)

#### ○ 最初の連れ去りについての逮捕

インターネット上でも大きな反響を呼んでいますが、両親と子が同居している状態から最初に子を連れ去った親について、逮捕される事件がありました。

「親権を持つ親が、勝手に子を連れ去ってはいけない」というメッセージを社会に発信できたことは大きな意味があると思います。5/31の親子ネット講演会で登壇予定の作花知志先生がブログに書いていますので、ぜひご覧ください。

※ 令和7年4月9日「1歳息子を自宅より連れ去り」(北海道UHB)

<https://ameblo.jp/spacelaw/entry-12893448355.html>



※ 法務省ホームページより

### ◆ 私たち当事者にできること

施行前でも子どもとの絆を取り戻すためには、共同親権の社会でどのようなやり取りをするのか、具体的にイメージし、今できることを考えていく必要があります。そのためのヒントや考えるきっかけとするため、親子ネットでは定例会や講演会を開催していますので、ぜひご参加ください。また、地方議員への陳情や勉強会の開催など、社会的なアプローチも引き続き重要です。私たち当事者が行動を起こすことで、地方議員や行政の方々にも声を届けることができます。その結果、地方行政の運用改善にもつながりますので、身近な仲間や親子ネットと相談しながら、ぜひ一緒に未来を動かしましょう。

### ◆ 会員の体験談 ～ 陳情実録 #2 ～

本号では、実際に議員への陳情を行った体験談をご紹介します。陳情に至る経緯や考えについて、具体的な事例からヒントを得ただけであれば幸いです。

#### 【告知】5/11親子ネットさっぽろ・十勝 勉強会

5/11に親子ネットさっぽろ・十勝がZoom限定で勉強会「共同養育・共同親権セミナー ～ これからの『親子関係を支える』とは…～」を開催いたします。改正民法施行まであと1年の今、どのような準備や行動をすれば良いのか、子どものための法改正をより良いものとしていくためのヒントやきっかけにさせていただくために企画しております。ぜひご参加ください。

#### 【告知】5/31親子ネット講演会

5/31に親子ネット講演会「改正民法施行前に家裁運用が変わっている!? ～共同親権下の親権行使ルールや監護者指定の審判例～」を開催いたします。最新の家庭裁判所での判例を担当した弁護士から良い結果を得るためのポイントをご紹介します、皆さまのお役に立てていただくため企画しました。詳細は同封のチラシをご確認の上、ぜひご参加ください。

### ◆ 最後に - これからの親子ネット

法改正が成立したことも受け、この度、弊会の団体名の変更（「親子ネット」という略称は変わりません）を検討しております。民法改正施行まであと1年となりますが、今回の法改正が一人でも多くの当事者の救いとなるよう、定例会や講演会を通じて助けや考えるきっかけを引き続き、提供していきます。

また、今回の法改正がより良いものとして運用されるよう、引き続き皆さまのご支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。（親子の面会交流を実現する全国ネットワーク代表 泊 真生）

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 親子ネット®  
〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489  
メール: info@oyakonet.org  
ホームページ: <http://oyakonet.org>  
会員 入会金500円 年会費3,000円  
親子ネット口座: PayPay銀行 すずめ支店 店番号002 普通貯金 口座番号4794211  
口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク (オヤコノメンカイコウリュウウツジツゲンズルゼンコクネットワーク)  
※「親子ネット」は「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク」の登録商標です



# 親子ネット 講演会

## ～ 改正民法施行前に私たちができること 子どものための話し合いを始めよう！ ～

2024年5月、共同親権を離婚後も可能とする改正民法が成立しました。改正法は2026年5月までに施行されます。成立したことを受けて、関係府省庁では連絡会議が設置されました。法務省ホームページでは改正法の概要が掲載され、周知広報用パンフレットとポスターが公開されました。自治体や裁判所等の職員に向けて研修も進んでいます。

本講演会は、法改正の内容や変わりつつある家庭裁判所の運用を学びながら、当事者自身の係争にどう向き合うべきかを考えるために開催しました。今回の民法改正にご尽力頂いた、超党派共同養育支援議員連盟の先生、弁護士や支援の実務家から意見を伺い、どのように協力し合うべきかを学ぶ機会となりました。子の利益を守り、父母が共同親権に向けて話し合いや交渉を進めるために、当事者の今後の対応の一助になれば幸いです。

当日は約190名の方に参加いただき、盛会にて終了しました。多数のご参加、この場を借りて御礼申し上げます。当日の内容の一部を掲載します。

### 【三谷 英弘 衆議院議員】

昨年5月に民法改正を実現することができました。本当に親子ネットの皆さまには大変お力添えいただき、現場の多くの声を届けていただきました。心から御礼を申し上げます。

私は弁護士時代からこの問題に取り組ませていただいております。こうした案件では全く勝ち目がないと実感したことがきっかけでした。国会議員となり、法制度及び法律の実務がおかしいという意識を持って共同養育支援議員連盟に参加しました。それ以降、事務局長として関わらせていただき、昨年の法改正に至るといった流れでした。本当にギリギリのタイミングだったと感じています。仮に、昨年の通常国会で成立していなかったら、今は少数与党ですから、我々があるべきだと思える法律ではなく、おそらく「合意した時のみ共同親権」という内容で法改正が進んだのではないかと率直に思っています。更にまた5年、10年と法改正が伸びたかもしれません。昨年の通常国会でなければ「合意がなくても共同親権にできる」という内容の法改正はおそらく成立しなかったと思います。そういう意味では、ぜひともご理解をいただければと思います。

今回の法改正の肝は「父母の人格尊重義務・相互協力義務」です。共同親権が導入され、これまでとは違って共同養育がやりやすくなりますが、一つ考えていただきたいのは、誰でも共同親権になれるわけではないということです。裁判官に「子の利益にならないから単独親権にした方がいい」と思わせてしまうと、共同親権にはしないという判断になってきます。婚姻関係を解消する時に話し合いで共同親権にできればいいです。しかし高葛藤で言い合いになった時に裁判所に決めてもらうことになる、その時はできるだけ良い振る舞いをさせていただきたい。つまり、裁判官が見て「この父母に子の養育を任せておくことが子の利益になる」と思ってもらえるようにしないと共同親権にしないという法律でもあります。だからいくら相手が自分の単独親権を主張しても、雰囲気の良い方がいい方が、話が折り合わなくてもそういう人の方に親権を委ねていけるということになります。法が施行されてから裁判官の前でいきなり態度を変えても、それまでの皆さまの行動は履歴として残っています。今から改正法を前提に行動していただきたいということが私からのお願いです。今は係争中だからそんなの無理だと思われる方もいらっしゃると思いますが、それはそれ、これはこれなのです。気持ちは分かりますが、子の為に我慢して対応するところも必要になってくると思いますので、ぜひともご理解いただければと思います。

状況はだいぶ変わってきています。司法研修所で全国の家庭裁判所の家事事件を取り扱う裁判官に向けて講習会が始まりました。2025年の6月以降も東京や大阪の家事事件を扱う裁判官に向けた様々な講習会が行われると聞いています。

当然新しい法律を前提とした講習会ですから、「父母の人格尊重義務・相互協力義務」「子の利益になる場合には共同親権を認める」をしっかりと実務でも導入していく為の動きを裁判所で既に進めてきています。ただ、実際に家庭裁判所の実務がそうなっているかという、これはまだ分からないところが正直あります。皆さまには家庭裁判所の実務が進むことを前提とした準備を今できることとして進めていただきたい。“来年の法施行以降、家庭裁判所の実務が変わっていなければ我々も全力で動きますから、そこは安心していただければと思います”

最近の動きでは、必ずしも「子連れ去っている方が勝つ」という状況ではなくなっています。被害届を出して告訴もして、そうしたら子を返すという判断がありました。そのような中で実務も着々と変わりつつありますので、そこは絶望していただきたくないと思いますが、できるだけ被害者意識はなくしていただきたいと思います。むしろ噛みついてくる方が損をするという改正法ですから、皆さまが相手に対して激しく憤りを感じているとしても、そこは来年の法施行に向けて、できる限り今のうちから、いい人だよねと思われるようなことを今のうちから積み上げておいていただければ、必ず将来それに伴う結果に繋がるかと思っております。

「学校行事に参加できない」という状況についても共同養育支援議員連盟会長の柴山昌彦先生がかなり言ってくださって、少なくとも文部科学省の上の方はよく理解してくれています。どうやって現場に落とすのか、ということについてはこれからも全力でやっていきます。皆さまとともに施行の日を迎えていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。



ご来賓、ご登壇いただいた皆さまで記念撮影

## 【堀井 雄三 弁護士】

この共同親権の法律が改正、施行される時に札幌弁護士会から意見書が出されて、札幌の弁護士はみんな共同親権に反対かと思っている方もいらっしゃるかもしれません。実際はそんなことはありません。個別の弁護士の中には、法律が変わったのだからその法律に則ってやるべきと考えている弁護士も多くなります。また元々単独親権制度のもとで子の連れ去りが行われてきたことに対して非常に疑問を持つ弁護士も、私を含めて多くなります。

私が携わった事件で、仙台高裁で令和元年に面会交流の審判前の保全処分を命ずるという裁判例が出ました。また、最近ですと令和4年司法研究というものが令和6年の8月に一般に刊行されているのですが、その文献が刊行される前に、実は裁判所の中では、主たる監護者基準を用いないで最近用いられている4つのポイント（後述）を用いて子どもの監護者を指定するという裁判例が出始めています。その一つが令和5年12月22日の審判です。図書館でも見られると思いますので、ご興味のある方は調べてみられるといいと思います。

現行法では離婚後単独親権であり、離婚後の親権争いに勝つためには単独監護の実績や既成事実を作らなくてはならず、単独監護の開始時の経緯というのはほぼ不問で監護者が指定されるということが実務上行われてきました。ところが、子の監護者指定の最近の傾向についてお話しますと、2024年に司法研究所編の「子の監護引き渡しをめぐる紛争の審議及び判断に関する研究」という重要な文献が発刊されました。ここでは、子の監護者指定の基準を従来の主たる監護者重視の基準から、4つのポイントによる父母の監護の評価といった決め方に変えるということが言われています。

4つのポイントが何かというと、「従前の監護状況」「監護体勢」「子との関係性」「他方の親と子との関係に対する姿勢」という4つの観点で、どちらの親が子のニーズをより満たしているのかということを検討していくという判断枠組みになっています。そして子にとってより良い親を選択するという意味では、実務的なものを見るとやはり変わってきていると感じます。既にこの4つのポイントを採用して子の引き渡しを認めた審判例というのも出てきているわけです。そして改正後の民法766条で子の監護の分掌を定めることができることになっています。監護の分掌とは、例えば「家庭の法と裁判」では子の監護を担当する期間を分担する、例えば夏休み中は父親が全面的に監護するとか、子の監護に関する事項の一部、教育に関する事項はどちらがやるかとか、日常生活の世話についてはこっちがやるということ、どちらもできるというようになっています。

次に、それでも連れ去りをされてしまったらどうするか。やはり一刻も早く弁護士に相談してください。対応例として私がよくやるのは、まず相手方に対して、子の連れ去りを伴う別居に異議があるということを意思表示することで面会交流の実施を求めること、子の監護者指定、引き渡しの審判とその保全処分の申し立てをすることです。面会交流調停と審判で前の保全処分の申し立てについても検討することになると思います。そして、別居時の状況に関しては、同意の有無や事前の協議状況、暴力など有形力の行使の有無などについて、しっかりと主張、立証することが重要です。

DVや児童虐待はやってなくても主張されるでしょう。これは、身に覚えがある部分と全くない部分をしっかりと区別して身に覚えが全くないことについてはしっかりと否認することが重要になってきます。そして、改正後の819条で父または母が子の心身に害悪を及ぼす恐れがあると認められるかどうか、暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動の有無というものがやはり考慮要素としてあげ

られていますので、やってないことはやってないと、しっかりと主張してください。

DV支援措置という申し出がされることが多々あります。これを出されると慣れていない方は行政がDVを認定したと思って諦めの心境になってしまうことがあります。ただ、このDV支援措置というものは、DV被害を受けましたと申し出ている人のみの意見に基づいて行われるものなので、行政があなたがDVをやったと認定して出すものではありませんので、これが出てきても、だから負けるんだと諦めてしまわないようにして欲しいと思います。これは私が思うところではありますが、自分が子のニーズに対してどれだけ真剣に考えているか、どれだけのことを予定しているかということをしかりと立証してください。子を連れ去られるとやはり皆さん怒ります。悲しいし、相手がこんなに悪いやつだということをお願いいたします。ただ、それだけを言っても子が帰ってくることはまずないです。これまでの、例えば仕事上なかなか監護に関わるができなかったという方でも、職場の理解を得て子育てに従事できる時間をもっと増やせるとか、改善策をしかりと提案していくことが重要になって、そして共同養育の意思や具体的プランまで提示できるならば、それはした方がいいです。そして先ほど紹介した文献を、やはり熟読した方がいいです。

先ほど子の監護者指定とともに面会交流についても申し立てをした方がいいということをお話しました。よく面会交流調停の中で、相手方がすごく悪い親だから面会交流をさせてほしいと主張する例がありますが、私はそれは慎重にやった方がいいと思います。やはり監護者指定と面会交流は別だということに十分意識して、面会交流に必要な主張立証事項が何であるのか、監護者指定とは別の観点から検討していった方がいいと思います。

監護者指定の事件が終結した後においては、実力で子を連れ戻したりとか、子を留め置くといったことは絶対にしないようにしていただきたいです。そして婚姻費用、養育費については滞りなく支払うこと。また、このような局面になると面会交流をどう充実させていくかということが重要になってくると思います。



堀井 雄三 弁護士

## 【作花 知志 弁護士】

離婚後共同親権を含む改正民法の施行前に私がどのような工夫をしているのかということについて、一つ目は「監護の分掌」を意識して面会交流調停と監護者調停を同時に申し立てています。監護者を奪い合うという形での調停の進め方をするのではなく、交代監護、例えば今週は母、次週は父という形で、週末を交互に子が宿泊、面会をそれぞれの家で行うというようにできないかと申し立てる機会が増えております。平日は子が父の家に住んで、そこからそれまで通っていた学校に通学して、金曜日の夜に別の市に住む母の家に父が子を連れて行き、週末は母と過ごして日曜日夜に再び母が父の家に連れて行くという形で和解になった件もあります。

今、実際に裁判所でこのように二本立てのような形でやっている案件で、これも片親が連れ去った案件ですけれども、交代監護的にできないかという形の申し立てをして、連れ去った側は嫌だと言っているのですが、裁判官が「交互監護的というのは望ましいのではないか」とお話をしてくださっているというのもあります。

これまで日本はずっと離婚後単独親権制度でした。私個人は親権というのはあくまでも、例えばどの学校に進学させるかとか、手術の同意をすとか、そのような重要決定事項を行うのが親権であり、離婚後単独親権は実は離婚後単独養育を意味しない、つまり離婚後も共同養育が原則で、単独親権は例外だったはずではないかと思っています。その点が日本の民法は実は誤解されているのではないかと考えています。「家庭の法と裁判」にも同じようなことが書かれています。この誤解を受けてきた民法の結果、最大の被害者が子どもたちだったのではないかとというのが私の意見であります。

両親が別居した状態で育った子の心理調査では、別居親と面会がたくさんできているほど子は自己肯定感が高く、他者とのコミュニケーション能力も高いということが分かっております。科学研究によって、子は両親と直接触れ合えば触れ合うほど「オキシトシン」と呼ばれている愛情ホルモンが脳内に分泌されることが分かっています。離婚後単独親権制度というのは、子の利益や子の福祉という観点からすると、子の脳にオキシトシンの分泌を阻害する法律だったわけです。世界では離婚後単独親権から離婚後共同親権へと法律制度が変化してきました。その変化はこのオキシトシンの発見の歴史に照らして対応しているのではないかと考えられます。アメリカのカリフォルニア州では、原則的に子と親と面会は自由であって、それが子の福祉を害することを証明した場合にだけ制限できるという内容です。ドイツやフランスは子を連れ去ること、面会を拒否することも刑法の対象で、児童虐待で捕まってしまうこととなります。施行前の法制度でも子どもたちの脳にできるだけオキシトシンが分泌される交代監護は実現できるのではないかとというのが私の考えであります。

改正民法では離婚裁判まで進めて単独親権を取ろうとする人はかなり減るのではないかと考えています。裁判に進めても必ず単独親権が取れるわけではなくて、フレンドリーペアレントルールの規定も入りましたので、子を連れ去った側が親権を失うかもしれないという立法になったわけです。そのような危険なことを人は果たしてするだろうかと思えます。人は自身の最大限の利益を守ろうとするのが通常の行動でありますから、多少妥協しても自分の親権を失わないという離婚後共同親権の和解で終わる例が増えるのではないかと考えています。実は、もう今の段階で離婚相談を受けた時に、「離婚後共同親権になったら共同親権に戻す合意をしたい」という話が増えてきているというのが私の感想です。それ

はまさに親権は決して親の権利ではなくて、親は子に対して養育責任を負うということが改正民法で規定されておりますので、その趣旨が浸透したのかと感じています。非常に良いことだと思います。更にもう一つ、以前は「連れ去った方が有利になるのですか」と言う人が多かったですが、最近は「連れ去ると良くないのですよね」と言う人が増えてきたかなと思います。これは、これまでの皆さまの活動や、改正民法の一つの効果ではないかと思えます。離婚後共同親権にしたいという方は、施行後に親権者変更の申し立てをするということになっているのですが、実は既に「離婚後の紛争解決調停」という調停制度がありまして、今の段階からそれを申し立てて、調停をなさっている方もいます。

離婚後共同親権になった場合の意見の対立について、日本の民法には共同親権下にある場合、両方の親権者が意見対立した時の解決する為の規定が設けられていないということが民法学者から指摘されています。諸外国では解決する為の規定がされているけれども、日本はそれが規定されていないから国民が困ることになるわけです。本当は国会議員が立法として提示するべきことで、さらに言えば、本当は裁判所が前例としていろいろな解決方法を蓄積するべきだと思います。

裁判所の調停委員から「裁判所は共同親権になったらどうしたらいいのかわからない」と聞いたことがあります。でも本来、裁判所というのは離婚する前の共同親権下の意見の対立を解決してこないといけなかったはずだと思います。その「解決」が裁判所に蓄積されてこなかったことが、連れ去りや面会交流の拒否の横行に繋がっているのではないかと考えます。それは明らかに親権の侵害行為だと思いますが、裁判所が対立を解決してこなかったことが社会問題になっているのでは、と私は思います。今後は離婚後共同親権になることを一つのきっかけとして、裁判所が双方の意見の対立から逃げるのではなくて、しっかりとした解決方法を判例として実績を構築していただきたいと思えます。さらに言えば、私もその先例となるような提案等を主張していきたいと思っている次第です。



作花 知志 弁護士

## 【しばはし 聡子 りむすび代表】

「りむすび」のビジョンは「離婚後、父母が子育てに関わる共同養育が当たり前の社会にしたい」「夫婦から父母の関係を再構築する」そして「争わない」です。

りむすびには非常に高葛藤なケースの同居親からも別居親からも相談が来ます。高葛藤ケースの場合、父母の尊重、協力とは何かと考えると、まず同居親は夫婦の感情と親子関係を切り分けなければいけないし、別居やむなしだったとしても早期に切り分けて親子交流を再開しなくてはならないと思います。そしてもちろん相手の悪口を子に言わない。そういう意味で、今回の離婚後共同親権導入によって父母が尊重、協力しなくてはならない、そして単独親権か共同親権かで意見が分かれた時には親子の関係のみならず父母の関係も見えていくことが明文化されている中、同居親がしっかりと尊重、協力しないと、むしろ親権が取れなくなるのではないかと思います。一方で、別居親がやるべきことは全然違います。相手が子を連れて家を出ざるを得ないぐらい傷つくこと、辛い思いがあったことは事実としてある。相手がなぜ別居に至ったのかというのを振りかえることが、実は遠回りではなく近道になってきます。

関係の再構築に向けては相手を攻撃しない、そして係争を長期化しないというのも高葛藤を下げ、尊重、協力の一つになってきます。ご自身が父母の関係性で尊重、協力ができているかに焦点を当てていただきたい。自分自身に矛先を向けて考えるということを今からやった方が結果的に近道になっていくと思います。改正民法では意見が対立した時に裁判所が判断することになっています。ということは第三者から見て尊重、協力していると思われる姿勢が必要になってきます。客観的視点で態度を改善しているという姿を見せていくということも一つのポイントだと思います。

ご自身が相手の立場だったとします。どんな相手だと円滑な共同養育をしやすいですか。どんな相手だとやり取りしやすいですか。今ご自身はそのような相手になれていますか。尊重、協力というのは、話し合いの初期から始まっています。何が言いたいかと言いますと、条件を決める為に争って、共同養育計画を作るのに相手の意向に耳を傾けずに、自分はこうするべきだ、子どもの福祉の為に交代監護が必要だというような自分の意向を伝えて条件を取りに行こうとする。やはりその話し合いの中で相手の意見を聞かない等そういうことによって全く関係性を構築することができなくなってしまいます。

子の連れ去りは酷いけど、相手はそれほど辛い何かがあったのかとむしろ手ぶらで相手の意向をまず聞いてみるという方が意外とうまくいきます。相手との関係、わだかまりを解消させることの方が近道だと私は感じています。自分が現実的にやれることから提案をする、どのような形ならまず始められますか、というように相手から意向を聞くことが早く拡充もできます。過去を振り返る、相手の気持ちを理解、そして「何もしない」が大事です。

離婚問題でないところにあえて思考を寄せることも実は大事になってきます。相手には相手の正義があって、こちらにもこちらの正義があるけども、正義をぶつけ合うから悪化するのだと思います。そこで法律に頼ることも大事だと思いますが、これは夫婦の感情からこじれたものなのです。多分最初に「ごめんね」と言われれば済んだかもしれない夫婦というのは本当に多いです。自身が相手だったらどんな気持ちだったのかということを考えてみていただくと思います。

ご参考までに、高葛藤の同居親が前向きになるコツがあります。本人同士がやり取りできる方、相手が言ってきたことに反論ではなく、「はい、分かりました」と言うことです。例えば子が病気に

なって親子交流が延期になった時に、「病院の証明書を出せ」ではなくて、まず「子の体調は大丈夫ですか」「看病ありがとう」にしておく、相手が新しい日時を連絡してくれたりするものです。相手の苦手分野、例えば宿題を見るのが大変、相手がめんどくさがるようなことを引き受ける親子交流の提案をしてみるというのは、いつの間にか交流が拡充したということがあります。「求めすぎない」も大事で、別居親が攻撃的でないと分かったら心の扉を開いてきます。この心の扉を開けていく作業は時間がかかるのですが、結果的には近道ですし、お金もかからないし、何よりも争う父母ではないということが子の為になります。見ていると離婚から一年くらいでこのように前向きになれるのということがあります。これは別居からではなくて離婚からです。相手がどうしても離婚したいという時に、もちろん子に全く会えない時に離婚していいというカードを切ることは私も反対です。しかし、ある程度子と交流の担保が取れそうだとする時に、相手がどうしても離婚したいのであればその意向を受け入れるということも一手かと思っております。

これから弁護士に依頼しようとしている方、依頼済みの方に、終わった後どんな未来が待っていますか。そしてその未来が、皆さんが争いのない円滑な父母の関係性においての親子交流を目指しているのであればそこに合っていますか。もちろん心ある弁護士もたくさんいらっしゃいますが、依頼者の火をつけてしまう弁護士もたくさんいらっしゃると思います。依頼者の意向に沿っていいのですが、本当は争いたいわけでもないのに、火をつけてしまうというのを感じることがあります。

「別居親は同居親の言いなりになるしかないのか」「親子断絶が子の為にならないことを理解できないのか」という相談があります。これは同居親の課題になってきます。相手が解決するしかありません。そうであれば、自分自身の課題として相手を変えることに熱量を注ぐよりは、自分自身が共同養育しやすい相手になるにはどうしたらいいかということに熱量を注いだ方がよほど尊重、協力になっていくということです。

ご紹介したいのが「負の感情を薄める」です。相手に対する怒り、ご自身の悲しみ、これを無くすのは難しいです。楽しいことで負の感情を薄めるという思考になれるといいのかと思います。負の感情の矛先が相手に行くか自分に行くかでその先の末路が変わってきます。ですので、この辛い気持ちを癒すという作業をしていただけたらいいと思います。癒す作業というのは趣味等好きなことでいいと思います。

「りむすび」は「争うよりも、歩み寄り」でずっと活動してきましたが、ようやく法律が追いついてくれたと嬉しく思っています。共同親権、共同養育するのは相手次第ではなく、自分次第です。ご自身の言動が担ってきます。相手の課題はどうにもできないので、ご自身ができることを今日からでも考えていただきたい。少しでも闘争心より優しい気持ちになっていただきたい。皆さんの状況がより良くなることを心より祈っております。



しばはし 聡子 りむすび代表

## 【第2部 パネルディスカッション】



1. 「子が別居親に会いたくないを主張し、相手が親子交流を拒否する場合、共同親権の話し合いもできない。どうすれば？」

< 作花 知志 弁護士 >

最近、面会交流において「子が会いたくない」という主張が支持されにくくなり、裁判官や調査官は面会交流を積極的に推進する姿勢を見せている。子が別居親と触れ合い、愛情を感じる事が成長において重要とされる。子が別居親に会いたがらない理由は、同居親の影響を受けているケースが多いとされる。これは「片親疎外」という現象に関係し、同居親による監護や養育の在り方が問われる可能性がある。裁判所の方針は、離婚後の共同親権制度に向けた準備が進んでいることを示唆している。これは面会交流の重要性や、片親疎外への対応に反映される。

< 堀井 雄三 弁護士 >

面会交流を拒否するケースでは、同居親が子の感情や行動が不安定になることを懸念するケースが多い。ただし、その多くは親自身の不安や誤解によるもので、適切な説明で解決できる可能性がある。一部では、合理的な理由がないにもかかわらず、親族の反対や個人的な感情で面会を拒否するケースも存在し、これには法的手続きが必要とされる場合がある。面会交流を円滑に進めるため、審判前の保全処分を利用する方法が有効とされている。これにより、面会を拒否する理由を明確化し、逐一解決していく戦略が立てやすくなる。

< 杉山 程彦 弁護士 >

子と会えない期間は「別居親が悪影響を与えていない」証明になるという利点がある。過去の親子関係の良好さを動画や写真で示し、同居親の影響を推測させる証拠を集めることが重要。臨床心理士による意見書の作成や、必要に応じた監護者変更の審判を通じて、状況を改善するための手段を取ることも重要。難しい状況でもチャレンジ精神を持って行動すること。一度審判が出れば、他のケースにも影響を与え、面会交流を促進する雰囲気を作り出すことが期待される。

< しばはし 聡子 りむすび代表 >

子が別居親を嫌がる理由はほとんどが同居親の影響であり、実際に会うことで不安が和らぐ可能性がある。回数を重ねることで、別居親と子と双方の緊張が解け、自然な愛情が伝わりやすくなるとされる。同居親との対話を重視し、親子交流支援団体などを活用することで、双方のわだかまりを解消し、子が安心して面会できる環境を整えることが必要。面会交流を前提とした問いかけを継続することで、対立を和らげつつ具体的な交流の実現を目指すのが良い。相手を否定するのではなく、小さな一歩から歩み寄る姿勢が重要とされる。

< 武田 典久 親子ネット会長 >

面会交流の問題解決には、親子交流支援団体や家庭裁判所といった第三者の関与が不可欠であり、特に家庭裁判所の調停制度や調査官の活用が期待される。子が面会を拒否する場合、その発言の背景や理由を深く探ることが重要であり、調停制度や調査官の報告を通じて課題を明確化する必要がある。裁判所の手続きや面会交流支援機関を活用し、親子間の問題点や対立の原因を明らかにしながら解決策を模索することが重要だ。重要なポイントに絞って対応することが推奨され、不必要な反論を控え、冷静かつ効率的に進めることが求められる。

2. 「裁判が終わっている。子と会えているが、拡充・共同親権にしたい」

< 杉山 程彦 弁護士 >

面会交流の際にはビデオを撮影することをおすすめしたい。また、配偶者との連絡においては、慎重に対応し、できるだけ意見を含めず事務的な内容に留め、淡々で行うことが重要。このように進めることで、将来に備えることができる。

< 堀井 雄三 弁護士 >

子との関係性や別居親の育児能力を立証するために、面会中のビデオ撮影や報告書の作成、写真の記録など、意識的に証拠を残す行動が求められる。面会交流の拡充に際し、同居親が「子を取られるのではないか」という恐怖感を抱いていることを理解し、それに配慮した対話や行動が重要である。面会交流の拡充を進める際には、事前に目標を明確化し、同居親に過度な不安を与えない形で、子の利益を優先する視点が求められる。

< 作花 知志 弁護士 >

面会交流の拡充や宿泊面会、行事参加の希望を相手方に伝え、話し合いが難しい場合には、調停を申し立てることで解決を図る方法が提案されている。子が面会を拒否する背景には同居親の影響がある可能性があり、調査官による調査の際に子の本当の気持ちを丁寧に探ることが重要とされている。過去の調査事例を参考に、面会拒否の理由を明らかにし、実際の交流を通じて子の本心を引き出す取り組みが有効とされる。

< しばはし 聡子 りむすび代表 >

離婚を受け入れることで同居親の負担や不安が軽減され、子との面会交流を拡充する環境が整いやすくなる。結果的に、円滑な父母間の関係が築かれ、調停に頼らない解決が可能になる場合がある。別居親が育児について同居親に素直に協力を求めることで信頼関係が形成され、付き添い支援などを通じて面会交流の形がより良い方向に進む可能性がある。調停を繰り返すのではなく、子の利益を最優先に考え、親同士が自発的に話し合える環境を目指すことで、面会交流の拡充が長期的に安定した形で実現されると思われる。

< 武田 典久 親子ネット会長 >

改正民法の施行に向けて、親子交流の拡充や共同親権のあり方について事前に話し合う必要がある。その際、話し合いを進めるためには法的裏付けを用いることが大切。同居親が抱く「自由を失うのではないか」という不安を解消し、信頼関係を構築することが、共同親権の成功や親子交流の拡充に繋がる。共同親権下での転居の自由や進学などの重要事項については、親子双方の利益を考慮した柔軟な対応が必要。この際にも、法的裏付けが解決の指針となる。子の成長や未来を見据え、親がどのように関わり合いを持つべきかを長期的に話し合い、具体的な計画を立てることが重要とされている。改正民法施行は2026年4月1日が有力。それに向けて、今現在の行動が改正民法で考慮されるだろう。調停は争いではないので今のうちから民法改正を見据えたアプローチが可能。残りの期間を有意義に使い、親子の絆を深めるために必要なアクションを計画的に進めたい。



## ～ 軽い気持ちで参加した陳情だったが... ～

会員の川名恒太と申します。8歳の娘と別居しています。親子ネットには、2022年夏頃より参加させて頂いております。

2023年の春に初めて陳情に参加をさせて頂きました。当初は、親子ネット現代表の泊さんから「人手が足りないから..」という理由で、陳情参加をお願いされ、特別な想いなど抱く事なく参加を致しました。

小学生以来、間近で見る国会議事堂を見ながらも、人生初の陳情先は「鈴木宗男（無所属/参議院議員）事務所」でした。受付では本人不在の為、秘書との面談という事で事務所に訪問。しかしながら、秘書さんと話していたところ本人が登場。オールメディアに洗脳されていた私は「悪徳議員」が出てきたと、とても緊張したのを覚えております。実際に目の前にした、鈴木宗男議員は違いました。「面会交流」という言葉に「囚人に使う言葉だ」と厳しくも愛情たっぷりにご指摘いただき、その後丁寧に話を聞いて頂きました。一般人の私にも、テレビ同様の「宗男節」でした。とても人間臭い昭和の大物政治家。もうすっかり、鈴木宗男議員のファンになってしまいました。職場の北海道出身の方が、鈴木宗男議員に熱い支持を寄せているのも納得です。反面、オールメディアの報道姿勢に疑念を感じるようになるきっかけにもなりました。

その後、地元足立区選出の「土田しん事務所（自民党/衆議院議員）」へ訪問。アポ無しにもかかわらず「足立区から来た」と伝えただけで、事務所の中に入れていただき、平野秘書にお話を聞いて頂きました。地元であるだけで、大変温かい対応にびっくりしたのを今でも覚えております。土田しん事務所には、翌年夏に議員本人との面会が叶い、30分だけの約束ながら、結果的に90分の時間を割いていただき、足立区で起きている実子誘拐の現状に耳を傾けて頂きました。その後、話の流れから「足立区議会議員にもインプットしてほしい」と言う事になり、その日の夜遅くに、土田しん議員より直々に電話が来て、現在の足立区議会への陳情のきっかけになりました。そもそも、国会議員から直接連絡が来た事自体が信じられませんでした。

当初は、娘に会えず家で悩んでも悩みきれない思いを紛らわす目的で参加をした議員陳情でしたが、現状を伝える事の大切さや、自身が政治参加をする重要性を思い知りました。

前記の土田しん議員への陳情がきっかけで始めた足立区議会の陳情でしたが、結果的には、地元足立区の当事者複数名で超党派で陳情を定期的に行う事となりました。その過程で、国民民主党の長谷川たかこ区議が、約10年も前から親子交流の重要性を議会で訴えている事を知り、早速アポ取りしたところ直ぐにお会いする事が叶いました。その数日後には長谷川区議より、足立区役所の執行機関メンバーを招集するので「レクチャーをしてほしい」と依頼を受け、執行機関の部長級メンバー9人を目の前にして共同親権の重要性を訴える機会をいただきました。その中には、私が娘連れ去られた直後に駆け込んだ先で「個別事案」と斬って捨てた職員も居りました。それまでは、区職員に対しては怒りを燦らせていた状態でしたが、長谷川区議のお陰で、区職員は真面目に制度運用を進めているだけで悪意は無い、とにかく丁寧に現状をお伝えし我々の事を理解いただく事が重要と思える様になりました。

長谷川区議は、元々この問題に一定の理解があった為大変話しが早く、その後の区議会代表質問では、共同親権法制化に向けての区での調査研究の重要性を訴えてくださいました。更に次回の代表質問でも、同様の事を訴え続けると仰っていただきました。そうなれば、長谷川区議の味方を増やすための超党派での陳情が加速されます。

共産党会派に訪問した際は、党としては反対の姿勢は事前に知っていたので事前に議員本人の活動報告を読み込み、保護猫活動や高齢者支援に積極的に活動をしている様子を知り、実際の陳情は「子ども目線での問題を知ってもらう。孫に会えない祖父母の存在を知ってもらう」この内容で実施。後日、この議員さんの議事録を確認すると、共産党議員ながら「孫に会えない祖父母の存在」「子どもの為の制度作りは大切」等、共産党からイメージする政治姿勢とは異なる議員個人の想いを発言をされておりました。共産党と言うと共同親権には反対姿勢ですが、地方議会の議員さんはフレンドリーながら真面目で純粋な方だと感慨深くなりました。

これ以降は、必ず足立区議会の議事録を確認し、我々の意見を後押ししてくれる議員には電話やメールを使い、お礼や応援の連絡を可能な限り入れる様にしております。このことは、普段の仕事の上でも議事録をしっかり取り、後追いでプロジェクトを進めていく自身の仕事の姿勢へと繋がっております。

当初は「人手が足りないから」と何の想いもなく参加した議員陳情でしたが、その事がきっかけとなり「別居親や子どもたちの置かれた現状を伝え続け、議員を動かす制度化してもらう事が、我々の子どもたちの未来を作っていく事に繋がる大切さ」を実感しております。

法施行までは、まだ1年ほどあります。とは言え1年しかないとも言えます。まずはできる事をやって、我々の子どもたちの未来を少しでも明るくしていきたいと思っております。



(議員会館から望む国会議事堂 / 本人撮影)



## 告知

### ◆ 親子ネット定例会

詳細はHPにて随時告知します。

HP: <https://oyakonet.org>

※ 事前申込み制です。当日の飛び込み参加はお断りしています。

※ zoom参加可 (会員のみ)です!

### ♥ 親子ネットさっぽろ・十勝 共同企画

「共同養育・共同親権セミナー

～ これからの『親子関係を支える』とは… ～

2025年5月11日(日) 13:00～17:00

zoomのみ 参加費: 1,500円 定員90名

※ QRコードよりお申込み下さい



2025/05/11 親子ネットさっぽろ 勉強会

### ♣ 親子ネット一斉陳情

2025年5月19日(月)・20日(火)

9:30～17:30

議員会館 (東京 永田町)

※ QRコードよりお申込み下さい

後日詳細メールを送付します



### ◆ 親子ネット講演会

2025年5月31日(土)

14:00～17:00 (開場13:15)

「改正民法施行前に家裁運用が変わっている!?

～ 共同親権下の親権行使ルールや監護者指定の審判例～

あうるすぽっと 豊島区立舞台芸術交流センター  
豊島区東池袋4-5-2 ライズアリーナビル3F

詳細はHPにて随時告知します。

※ 会場、zoom 参加費あり 事前申し込み制

### ★ 一般社団法人りむすび

<共同養育実践に向けたサポート>

個別相談、親子交流支援、ADRなど、父母の  
関係構築に向け伴走します。

<りむすびコミュニティ>

同居親別居親が集い相互理解を深めるオンライ  
ンサロンです。

<無料相談会・セミナー>

毎月オンラインにて開催中。詳細はLINEでお届  
けします。

<問合せ>

Mail: [rimusubi@gmail.com](mailto:rimusubi@gmail.com)

HP: <http://www.rimusubi.com>

## 報道

・2025/4/10 Yahoo!ニュース 「夫と息子がなくなった」1歳息子を妻に黙って連れ出し…2日後に新千歳空港で発見 未成年者略取容疑のインド国籍の29歳男 「弁護士が来るまで話したくない」

・2025/3/26 The Asahi Shinbun GLOBE+ ハンガリーの日本人女性死亡事件で元夫逮捕 「共同親権」が守る子の利益を改めて考える ニッポンあれやこれや ～“日独ハーフ”サンドラの視点～

・2025/3/25 朝日新聞 同性婚を認めない法律は違憲、大阪高裁判決 5高裁で違憲判断そろそろ

・2025/3/25 弁護士JPニュース 日弁連「女性弁護士に対する業務妨害」を問題視 町田市主催のイベントでもトラブル…当事者が語る深刻な“嫌がらせ”の実態

・2025/3/21 朝日新聞 離婚扱う弁護士への中傷、目立つ女性の被害「許さない」日弁連が声明

・2025/3/17 現代ビジネス なぜ日本人は「公共的正義の感覚」が乏しいのか? 「法と権利」に関する現代日本人の法意識

・2025/3/12 PRESIDENT Online 「殴る蹴る」よりも脳の一部が16.6%萎縮する…「激しい夫婦喧嘩」を目撃した子どもの脳に起きる深刻なダメージ

言葉によるDV目撃の影響は身体的DV目撃の約6倍も大きい

・2025/3/11 神戸新聞 神戸家裁所長に着任、中垣内健治氏が会見 共同親権「円満な解決へ準備に取り組む」

・2025/3/10 現代ビジネス 日本の離婚法は、国際標準の「現代」が実現できていないという「残念な現実」…「DV等被害者の人権」が国家によって守られる海外との「極端な違い」

・2025/3/5 北海道新聞、静岡新聞、福井新聞、神戸新聞、山陰中央新報、四国新聞、西日本新聞、佐賀新聞など 帰国の願い、共同親権阻む 専門家警鐘「日本でも」

・2025/3/3 週刊教育資料 「教育問題法律相談」親の責務と離婚後の共同親権

・2025/3/1 日本経済新聞 「憲法のトリセツ」子との面会交流は憲法上の権利か 共同親権とは別の問題

・2025/2/28 Yahoo!ニュース オリジナル特集 「もっと早く母親に会わせるべきだった」親の意識を変えた離婚前後の心理教育 子どもとの関わり方見つけ直す

・2025/2/18 共同通信 日本では、結婚した女性が姓を変えることに「社会的圧力」がある

・2025/2/18 沖縄タイムス 弁護士に脅迫や中傷続出 日弁連調査、声明で警鐘

・2025/2/17 弁護士JPニュース 「親権者」なのに“子の学校行事”に参加できない…別居親らの訴え“請求棄却”に憤り「連れ去り勝ち」の課題も浮き彫りに

・2025/2/5 離婚のカたち (朝日新聞社運営の離婚情報ポータルサイト) 共同親権とは いつから? メリットと問題点まで最新情報を解説

・2025/2/1 日本経済新聞 「憲法のトリセツ」 国際結婚がもたらす家族制度の開国 離婚後の共同親権

## 住所変更時のお願い

ご住所やメールアドレス等に変更がございましたら、お手数ですが、お早めに変更手続きをお願いいたします。

Mail: [info@oyakonet.org](mailto:info@oyakonet.org)

## 編集後記

◆ パネルディスカッションを文字起こすのには時間がかかりますね。それでも生成AIの助けを借り、なんとか仕上げました。(K.I.)

♥ 先生方の素晴らしいお話を会報用にコンパクトに纏めなければいけないという作業は毎回そうですが要約し難く今回もとても苦労しました。新しい家族法の観点からどの先生も大変素晴らしいことを仰っていますので、ぜひお読みになっていただければと思います。(K.S.)

♣ 会報で得る情報とリアルタイムで聞く内容では違いますよ～。是非会場参加してみてください。(Y.A.)

◆ 世界、ニュースの見方が変わった。3/25の「同性婚を認めないのは違憲、5高裁そろそろ」報道。「愛する人と一緒にいたい」というシンプルな願いが親子にも当たり前に認められる世にしたい。(S.H.)

## 記事・編集委員

K.K. 編集チーム

### 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは離婚や別居により離れて暮らす親子が自然に会えるように、共同親権や面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用改善や、親子面会交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。定例会、講演会、ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加ください。

会員 入会金500円 年会費3,000円

親子ネット口座: PayPay銀行 すずめ支店 店番号002 普通貯金 口座番号4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク (オヤコノメンカイコウリュウワジツゲンズルゼンコクネットワーク)

メール: [info@oyakonet.org](mailto:info@oyakonet.org)

ホームページ: <http://oyakonet.org>